

第 9 回恵那市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 7 年 9 月 26 日（金）午後 1 時 30 分

2. 招集場所 恵那市役所西庁舎 3 階災害対策室

3. 出席委員 (16 名)

会 長 9 番 林 広和

職務代理者 19 番 大島 政幸

委員	1 番	小坂 宏正	2 番	瀬瀬 美由紀	3 番	小栗 茂美
	4 番	三宅 一彰	5 番	土方 明日香	6 番	小林 勝朗
	7 番	曾我 佳奈子	8 番	渡会 邦憲	9 番	林 広和
	11 番	瀬瀬 政行	12 番	宮原 博	13 番	近藤 明德
	15 番	梅村 安範	16 番	水野 守文	17 番	保母 直彦
	19 番	大島 政幸				

4. 欠席委員 10 番 安江 建樹 14 番 梅本 信枝 18 番 仲田 菜那

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名について

第 2 議案第 41 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

第 3 議案第 42 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について

第 4 議案第 43 号 非農地証明について

第 5 議案第 44 号 農用地利用集積等促進計画について

第 6 報告第 9 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について

第 7 報告第 10 号 農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項に基づく意見徴収について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 大嶋 英哉

事務局 副局長 三宅 英機

事務局 係長 堀田 稔勝

7. 会議の概要

(開 会)

○事務局

それでは、職務代理者の大島様より、開会宣言をお願いいたします。

○職務代理者

皆さん、お疲れさまです。

ただいまの出席委員は 19 名中 16 名で、定足数に達していますので、総会は成立しております。

本日、10 番の安江建樹委員と、14 番、梅本信枝委員、18 番の仲田菜那委員より欠席の旨連絡がありましたので、御報告いたします。

これより、令和 7 年第 9 回恵那市農業委員会総会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。なお、本日の議事日程はお手元に配付されております議案のとおりです。携帯電話をお持ちの方は電源をお切りいただくか、マナーモードをお願いいたします。

恒例によりまして、ただいまから恵那市農業委員会憲章の唱和を行いますので、御起立願います。

それでは、8 番の渡会邦憲委員の先導によりまして行います。曾我委員、よろしくお願いいたします。

〔 農業委員会憲章の唱和 〕

○職務代理者

ありがとうございました。着席願います。

それでは、会長より挨拶並びに議事進行よろしくお願いいたします。

○議長

御苦労さまです。先ほど局長からも話がありましたが、厳しい暑さもようやく一段落で、若干、気温も下がってきましたが、今までの暑熱、厳しい暑さによる影響で農産物も収量がかかなり減少しております。特に、トマト辺りは 2 割から 3 割の減収ですけど、その分、価格が高いので販売農家は保ててはいるんですけど、そういう状況になっておる。

水稻につきましても、この暑さによる影響はかなり大きくありまして、岐阜ではかなり減収のようです。この辺ではそんな影響はないと思いますけど、今日も作況状況を聞きましたら、今まで 99 とか 100 と作況状況出してましたけど、今年は、そういうことは出さないそうです。ということは、はっきりとした作況が把握できないこともあるようです。

渦中の米の価格についても、私、大分前に米の概算価格を言いましたけど、それから結構修正がありまして、岐阜県下の J A は概算で 2 万 7,600 円、買取りで 2 万 8,800 円を出しました。それも、地域の J A によっては格差がある。プラス 1,000 円とか 2,000 円とか

つけるとか、そういう状況にあるようです。特にＪＡぎふは高いようです。この地域の価格については、概算で２万７,６００円、買取りで２万８,８００円になってます。

９月１２日に常設委員会ありまして、その席で農政からの情報提供がありました。今年、岐阜県農業振興地域整備基本方針の変更をすることで、昭和４５年３月から続いていますけど、今回、７回目の変更をしていくということです。

その内容については、農業振興事業の整備に関する法律の改正をしていくことで、いろいろ内容が出てきますけど、編入とか除外による面積の変更とか、そういったものが改正をされるということです。

流れとしては、８月に県から農水省に基本方針案を提示しております。それについて、１１月に各市町村、学識経験者、農業団体への意見聴取をして、来年１月から協議をして、３月には基本方針の決定、公表していきたいということです。また詳細がそれぞれ出てくると思いますので、よろしくお願いします。

今回、第９回目になりますけど、恵那市農業委員会総会議事に入ります。よろしくお願いします。

それでは、日程第１の議事録署名委員の指名ですが、恵那市農業委員会会議規則第８条第１項の規定により、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

異議がございませんので、本日の議事録署名員に、１１番瀬瀬政行委員及び１２番宮原博委員をお願いいたします。

なお、本日の会議書記には、事務局の三宅副局長と堀田係長を指名いたします。お願いします。

日程第２ 議案第４１号 農地法第３条の規定による許可申請に対する意見について

○議長

次に、日程第２、議案第４１号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議案とします。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

それでは、通例どおり、資料に基づいて御説明していきますので、よろしくお願いします。

マイクの使い方についてはお分かりかと思いますが、今、緑色のランプがついておると
思います。御発言の際には、紫色のボタンを押していただいて、赤いランプがついたら
しゃべっていただき、また紫色のボタンを押して切っていただくというふうですので、お
願いいたします。

それでは、41号、第3条の規定による許可申請について御説明いたします。

2ページ目、74番、大井町の案件です。3ページが議案書になっております。4ペー
ジが位置図です。申請地はJR恵那駅の北西側に位置します。この後、議案に出ておりま
す非農地証明の申請地の隣になります。5ページが拡大図です。赤枠で囲ってある箇所が
申請地で、1筆です。なお、今回も緑色の矢印で、次の現況写真を撮影した方向を示す矢
印が加えておりますので、お願いします。6ページが現況写真です。現況は畑となってお
ります。

申請理由は、申請地を譲受け維持管理し、営農に励みたいということでございます。

7ページ、75番の東野の案件です。8ページが議案書です。9ページが位置図になり
ます。申請地は恵那東中学校の南側に位置します。10ページが拡大図になります。赤枠
で囲ってある箇所が申請地で、全部で1筆です。11ページが現況写真となっております。
現況は畑です。

申請理由は、申請地を譲受けて営農に励みたいということでございます。

12ページ、76番、東野の案件です。13ページが議案書です。14ページが位置図になり
ます。申請地は、恵那市役所の東側に位置します。15ページが拡大図になります。赤枠
で囲ってある箇所が申請地で、全部で2筆になります。なお、農地の一部で地区委員会
のときに砂利敷きがされていたところがあったので、農地として使用する旨の誓約書を今回
の譲受人から出していただいております。16ページが現況写真です。現況は畑です。

申請理由は、居住地横の申請地を譲受けて営農に励むものでございます。

17ページ、77番の武並町竹折の案件です。18ページが議案書になります。19ページが
位置図です。申請地は、恵那クリスタルパークスケート場の北西側に位置します。20
ページが拡大図になります。赤枠で囲ってある箇所が申請地で、1筆です。21ページが
現況の写真です。現況は畑となっております。

申請理由は、自宅に隣接する申請地を譲受けて維持管理し、営農に励むものでございま
す。

22ページ、78番の中野方町の案件です。23ページが議案書です。24ページが位置図で

農機具は、トラクター、コンバイン、管理機、草刈機を所有されておりまして、高齢者が取得をされるということですが、地区委員会では息子さんが共にやるということですので、問題ないと判断いたしましたので、御審議よろしく申し上げます。

○議長

○11番

議受人は、住宅を購入するとともに農地も隣接しておって、一緒に購入するという案件であります。購入後、作付計画は季節野菜を栽培して、夫と2人で耕作したいということです。農業機械は耕運機と草刈機を持っておられます。写真を見ていただきますと、現状、ちょっと草が生えて、草刈りはなされておりますが、今後、畑として管理していきたいということです。

以上です。

○議長

○15番

7

さん 37 歳と水稻作を中心に営農をしております、トラクター、田植機、コンバイン、軽トラックをそれぞれ複数台所有して規模拡大を図っております、農地の維持、耕作管理は可能と思われます。

80 番、33 ページの案件です。明智町の■■■■で、田んぼ 1 筆、174 平米です。所有権移転です。譲渡人は、82 歳で■■■■に在住で、自宅の管理、農地の管理ができないということで、すぐ 2 件隣の■■■■さん、83 歳です。自宅の 2 件隣で、もともと■■■■をやった方ですが、申請地は、国道 363 号の明智の中心、町の中への交差点、市場町の交差点で、ここの住宅街の裏の田んぼでございます。

35 ページ、位置はこの位置になります。現況は畑として管理をされておりますけど、譲渡人が遠方のため、自宅の管理を含めて耕作管理は困難で、隣接農地の所有者で、自宅も 2 件隣の譲受人の■■■■さんに、自宅と併せて農地も所有権移転をされるという案件です。

譲受人は高齢ですけど、近くの山岡町に娘夫婦が在住しております、農作業等手伝って、現状の所有農地も良好に管理されており、自宅で農産物の販売も少しですけども行っておりまして。農地の維持、耕作管理は可能と思われます。

地区委員会としては、79 番、80 番の 2 案件につきまして、問題ない案件として判断をいたしましたので、御審議をお願いします。

以上です。

○議長

ただいま 3 条の案件、7 案件について、地区委員長及び事務局から説明がありましたが、この件について質疑ありましたら、挙手の上、発言をお願いします。

近藤委員。

○13 番

74 番ですけど、現状写真を見ると非常に耕作放棄地状態になっておるんですけど、営農計画はどうなってますか。この状態では、何もすぐはできんと思うけど、どういう計画があるか教えてください。

○1 番

栗を栽培したいということなんで、一応、草刈りなんか等をやって、木を植えれば、多分いいんじゃないかと思っておられるんじゃないかなという気はします。

○13 番

これから整備するということですか。

○1 番

本人はそのつもりでおられる。

○事務局

今の小板委員のおっしゃるとおりで、できるところは自分たちで草等を刈って、整地して、栗とか、そういったものを植えていきたいという御意向を聞いております。

○議長

営農計画書も添付されてます。

○事務局

添付されてます。

○1 3 番

もう一ついいですか。76 番で、先ほど委員長が、畑地ですけど、田植をして稲作をやるという話ですけどいいですか。

○1 番

いえ、それじゃなくて、間違えて、田植という文言があるのに事務局が受けたという事です。

○1 3 番

どういうことですか。

○1 番

ブルーベリー等のものを栽培すると営農計画書には書いてあるんやけど、その文言の中で、営農計画書の植付けのところに田植って書いてあるので、事務局にそういうやつを受け付けてもらいたくないということです。

○1 3 番

いや、先ほど委員長は、田植をするというようなことを発言されたような気がするんですけど。

○1 番

そういう文言が書いてあるものを受け付けた事務局を、ちょっと批判しました。

○議長

それで、今、その計画書はどうなってますか。

○事務局

小板委員さんからの指摘を事前に受けておりましたので、行政書士が担当しております

ので、その方を通じて訂正してもらうように話をしました。この方は、今は野菜を作ることで営農計画に出ておりますので、その辺は事務局の目が行き届かなかったということで、すみませんでした。

○議長

訂正がされておるとのことですね。

○事務局

はい。

○議長

近藤委員、いいですか。

○13番

分かりました。

○議長

ほかはどうでしょうか。よろしいですか。

それでは、これで質疑を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第41号、番号74番から80番までの「農地法第3条の規定による許可申請について」は、議案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔 賛成者挙手 〕

○議長

ありがとうございます。

全員賛成ですので、議案第41号は議案のとおり承認されました。

日程第3 議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

○議長

次に、日程第3、議案第42号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」を議案とします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

引き続きまして、第5条の説明をしていきたいと思いますので、お願いします。

37ページ、46番の大井町の案件です。38ページが議案書です。39ページが位置図です。

恵那農高の北側に位置しております。40 ページが拡大図になります。赤枠で囲ってある箇所1筆が申請地になっております。第2種農地と判断しております。41 ページが現況の写真です。42 ページが計画図となっております。

申請理由は、来客用の駐車場の確保のため、整備したいということでございます。

43 ページ、47 番の長島町正家の案件です。44 ページが議案書です。45 ページが位置図で、東野振興事務所の西側に位置しております。公共投資になってない小集団の農地で2種農地、令和7年8月に農振農用地を除外済みでございます。

46 ページが拡大図となっております。赤枠で囲われている箇所1筆が申請地で、今言った2種農地になります。47 ページが現況写真となっております。48 ページが計画図となっております。

申請理由は、事業用の販売車両等の置場に使用したいということで、今回、転用が出されております。

49 ページ、48 番、東野の案件です。50 ページが議案書になります。51 ページが位置図です。恵那東中学校の南側に位置します。52 ページが拡大図になります。赤枠で囲われている箇所が2筆で申請地、第3種農地で判断をしております。53 ページが現況の写真となっております。54 ページが計画図です。

申請理由は、一般個人住宅の建設となっております。

55 ページ、49 番、東野の案件です。56 ページが議案書です。57 ページが位置図となっております。東野振興事務所の東側に位置します。58 ページが拡大図です。赤枠で囲う箇所が1筆になりまして、申請地で、ここは農振農用地となっております。59 ページが現況の写真となっております。60 ページが計画図です。

申請理由ですが、農地の進入路の一部として、地目変更、道路として扱う、それで使用したいということでございます。

61 ページ、50 番の明智町大田の案件です。62 ページが議案書です。63 ページが位置図です。明智振興事務所の東側に位置しております。64 ページが拡大図です。赤枠で囲う箇所2筆が申請地で、第2種農地です。これも農振除外を令和7年8月でしております。

65 ページが現況の写真です。66 ページが計画図になります。

申請理由は、農家住宅の建設のためということでございます。

以上で説明を終わります。

○議長

ただいま、農地法第5条の規定による許可申請5案件について、事務局から説明がありました。地区委員会で協議をしていただいておりますので、地区委員長より説明を求めます。

まず、46番、47番、48番、49番の4件について、第1地区、小板宏正委員長より協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○1番

5条の46番ですが、議案書の38ページを御覧ください。

申請人は、[]の[]さん、貸付人が[]さん。申請地は、[]、申請面積は989平米。申請目的は駐車場。賃貸です。申請地の現況は、登記簿、畑、現況も畑です。使用状況は、耕作されております。隣地の状況ですけど、東が貸付人の畑、西側、駐車場、南側が貸付人の畑、北側が貸付人無人販売所と住宅、それと貸付人の畑の残地です。

汚水は出ないということで、雨水は北側に側溝を設置し、東側の既存の水路に流すということです。高い部分、駐車場の横がちょっと小高くなっております、その部分の土で東側の埋立てをするということです。舗装工事を行う。

転用の理由ですけど、申請人は、食品販売の営業を行っており、業績好調で慢性的に駐車場不足になっており、駐車場が不可欠です。借地契約が整ったので申請するものです。お客様の駐車場確保で、交通渋滞が慢性的に起こってるんですけど、その緩和をしたいということです。

ほかの農地に与える影響もないため、地区委員会では問題ないと判断しました。

次に、47番、44ページの議案書を見てください。

申請人、[]、[]さん、譲渡人は[]さん。申請地の場所は[]、申請地の面積は1,208平米です。申請目的は駐車場。申請地の状況ですけど、登記簿、田、現況、田、使用状況は休耕地です。隣地の状況ですけど、東側、水路、西側、道路と田、南側が用悪水路、北側が田と道路です。あと、汚水のほうは出ないので、雨水のほうですけど、北側、南側、東側に溝を設置し、北側より既存の水路に放流するということです。

転用理由ですけど、隣地区画に自動車整備業を行っており、販売車、整備車の置場が不足しているということから、申請を行うものですということです。その他として、恵那市の土地開発に関する条例に基づく申請は、令和7年9月中に申請予定。盛土規制法に基づ

く申請も、令和7年9月中に申請する予定ですということです。

開発協議も行う案件であり、地区委員会では問題ないと判断しましたので、よろしくお願いします。

次に、48番、50ページの議案書を見てください。

申請人、■■■さん、譲渡人が■■■さん。申請地は■■■■と■■■の2筆、合わせて213平米です。申請目的は、一般個人住宅です。申請地の現況ですけど、2筆とも登記簿は田、1筆が現況、住宅、もう一方が田です。使用状況としては休耕地です、田のところ。

東側、住宅と田、西側、道路、南側、道路、北側、道路と住宅。生活排水ですけど、敷地内に下水管の引込み、北側の道路内の下水道に排出するということです。雨水は、敷地内に雨水ますを設置し、南側の市道の既存の側溝へ排出するということです。農振除外を令和7年8月9日に設定済みですということです。

転用者ですけど、■■■に勤務し、市内の賃貸に住んでいたが、両親が■■■に住んでおられ、交通や買物の不便の地域であり、高齢になったことから、■■■に住居を建て、同居を考えているということで、建設会社の紹介を受け、条件が合うので購入したということです。

隣地より承諾書も頂いておるということです。もう1筆は、先ほど3条で取得したということです。

農振除外の案件であり、十分審議された案件であり、地区委員会では問題ないと判断しました。

次に、49番ですが、56ページの議案書を見てください。

申請人は■■■さん、譲渡人は■■■さん。申請地は、■■■■の481平米の一部、47.79平米を使用するそうです。申請目的は進入路。現況ですけど、登記簿、田、現況も田、使用状況は道路になっておりました。

隣地の状況ですけど、東側は水路、譲受人の土地、西側は譲渡人の残地、南側が譲受人の土地、北側が道路です。汚水も雨水も、雨水は自然透水なり、道なので流れていくという感じです。

申請地の周囲のそばに農業を営んでおり、今回、申請地に隣接する自己所有農地への進入路として譲受けることができ、申請を行うものですということです。

農地への進入路の確保のため、農業委員会では問題ないと判断しました。

以上、4件の案件の審議をよろしくお願いします。

以上です。

○議長

続きまして、50番の件について、第5地区梅村安範委員長より協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○15番

9月18日に地区委員会を開催しまして、現地確認と事前審査を実施しました。

62ページの議案でございます。

50番、XXXXXXXXXX、304平米、農家住宅で、所有権移転です。譲渡人、転用事業者は夫婦関係です。申請地は国道363号、明智川から南に位置しまして、公共投資の対象となっていない小集団の農地で、明智川近くの既存の住宅、自宅から水害、災害が起きないようにということで、移転を目的に、令和7年8月に農振農用地区域からの除外をされました農地です。

64ページ、南側は上下水道が完備されました市道に接続をしております。それから、西側は自己所有の農地です。残った農地です。北側、東側は近隣の所有者の農地で、隣地承諾は添付されております。雨水排水は既存水路へ、それから生活排水は下水道へ接続され、周辺農地への影響は少ないものと思われます。

地区委員会としては、50番の案件についてはやむを得ない案件と判断をしましたので、御審議をお願いします。

以上です。

○議長

ただいま、第5条の5案件について、地区委員長及び事務局から説明がありましたが、この件について質疑ありましたら、挙手の上、発言をお願いします。

近藤委員。

○13番

48番ですけど、1093の2が宅地ってなってます。現況、宅地になってるじゃないですか。

○1番

はい。

○13番

それって、書類とか出ておるのかということですけど。

○議長

宅地になつとるわけですね、これ。

○1 番

はい。

○事務局

今、確認しておりますけど、農振除外のときに、既に6年12月5日付で始末書が出ておりますので、大丈夫かと思えます。

○議長

どういう始末書が。

○事務局

要は、30年前に、亡き母が倉庫を建ててしまっておって、申し訳ありませんでしたというような内容です。

○議長

既に倉庫が建ってるわけですね。

○1 番

はい。それで、今は更地になっています。

○議長

今は更地化されてる。

○1 番

もう壊して、更地になってます。

○1 3 番

いや、そういう話を説明してもらわんと、この現況を見るだけだと、建物が建っていて、宅地ってなつとるわけです。そこら辺、もう少し説明してもらわないといけない。質問しなくても済むかなと思ったので、よろしくお願いします。

○1 番

すみません。

○議長

ほかはどうでしょうか、よろしいですか。

それでは、これで質疑を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第 42 号の「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり許可相当と認めるとすることに賛成の方は挙手願います。

〔 賛成者挙手 〕

○議長

ありがとうございます。

全員賛成ですので、議案第 42 号は申請のとおり許可相当と認めるとすることに決定しました。

日程第 4 議案第 43 号 非農地証明について

○議長

次に、日程第 4、議案第 43 号「非農地証明について」を議案とします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

それでは、議案第 43 号、非農地証明について御説明いたします。

資料は 67 ページになります。

先ほど出ました 3 条で提出されました大井町の申請地の隣地が、地目が田になっておるということで、非農地証明の申請が出たという次第でございます。

68 ページが証明の申請でございます。69 ページが位置図です。先ほどと同じですが、J R 恵那駅の北西側に位置しております。70 ページが拡大図です。71 ページが現況の写真です。分かりづらいかもしれませんが、ここにも示してあるとおり、草で覆われている奥のもこもことなっているところで、既に雑木等が生い茂っている。そういった状態になっておりますので、今回、証明願が出たということでございます。

以上で説明を終わります。

○議長

この非農地証明については、地区委員会で協議をしていただいておりますので、地区委員長より説明を求めます。

第 1 地区、小板宏正委員長より協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○1 番

写真で見てもらうとおり、本当にその前の農地も相当荒れ地、林地化しとったもので、

これは林地以外にないだろうと判断しました。非農地と判断しました。

以上です。

○議長

ただいま、地区委員長及び事務局から説明がありましたが、この件について質疑ありましたら、挙手の上、発言をお願いします。

よろしいですか。

これで質疑を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第 43 号「非農地証明について」は、議案のとおり証明することに賛成の方は挙手願います。

〔 賛成者挙手 〕

○議長

ありがとうございます。

全員賛成ですので、議案第 43 号は申請のとおり許可相当と認めるところに決定しました。

日程第 5 議案第 44 号 農用地利用集積等促進計画について

○議長

次に、日程第 5、議案第 44 号「農用地利用集積等促進計画について」事務局より、議案の説明をお願いします。

○事務局

それでは、議案第 44 号、農用地利用集積等促進計画についての説明をさせていただきます。

毎回同じですが、73 ページ、今回は田 2,463 平米で、借手、貸し手、3 件が出ております。10 年以上で、中間管理機構を通してということになります。

74 ページが農地の内訳になります。ナンバー 1 から 2 については、
による笠置町になっております。ナンバー 3 が、同じく
による明智町でございます。

以上になっておりますので、御確認をいただければと思います。

なお、
さん、
さん、中間の一番右手の担い手についても、地域計画で上げられ

ているというお方でございます。

以上で説明を終わります。

○議長

この件につきましては、地区委員会で協議をしていただいておりますので、地区委員長より説明を求めます。

まず、笠置町の2件について、第3地区、瀬瀬政行副委員長より協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○11番

1番、2番、笠置町です。貸し手が2つとも■■■■さんです。中間管理機構を経由して、受け手が■■■■さん。使用貸借で10年です。

地区委員会では問題ないと判断しました。よろしくお願いします。

○議長

続きまして、明智町の1件につきまして、第5地区、梅村安範委員長より協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○15番

3番、この農地中間管理事業で使用貸借10年です。中間管理の担い手の■■■■さんは、事務局から説明ありましたように、地域計画の担い手に位置づけられておりまして、適切かというふうに判断をしましたので、よろしくお願いします。

○議長

ただいま、農地利用集積計画につきまして、地区委員長及び事務局から説明がありましたが、この件について質疑ありましたら、挙手の上、発言をお願いします。よろしいですか。

これで質疑を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第44号の「農用地利用集積等促進計画について」は、申請のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

○議長

ありがとうございます。

全員賛成ですので、議案第44号は申請のとおり承認することに決定しました。

日程第6 報告第9号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

○議長

続きまして、日程第6、報告第9号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」の報告とします。

それでは、事務局より報告をお願いします。

○事務局

75 ページ、三郷町野井の案件です。76 ページが届出書になっております。今回、■様から出ておりますけど、当該行為は届出者が農業用の倉庫を設置したい、そういった旨で今回のような届出をされております。77 ページから 78 ページにかけてが位置図になっております。79 ページが計画図となっております。見てのとおり、大体9平米ぐらいの倉庫になります。200 平米未満の施設ですので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長

ただいま、事務局から報告がありました。

これについて質疑ありましたら、挙手の上、発言をお願いします。

よろしいですか。

これで質疑を終わります。

報告第9号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」の報告を終わります。

日程第7 報告第10号 農業経営基盤強化促進法第19条第6項に基づく意見徴収について

○議長

続きまして、日程第7、報告第10号「農業経営基盤強化促進法第19条第6項に基づく意見徴収について」の報告とします。

それでは、事務局より報告をお願いします。

○事務局

急遽、これも入れさせていただいたものでございます。

地域計画ですけど、今年3月に決定をしております。その後、決定以降に生じた農振の編入や除外、農用地の利用集積等促進計画に伴う新規契約や合意解約もありまして、地域

計画にそういったものを反映させるための変更について、農業委員会で農政課から意見を求められてるものでございます。

見てのとおり、80 ページからは農政課の依頼文になっておりまして、82 ページから 90 ページまでにかけて、変更のあった、そういった各地区の箇所の変更理由書を抜粋してつけさせていただいております。

変更内容については、既に農業委員会の総会でも承認をしているもの、農振除外や農用地利用集積等促進計画についての内容を地域計画に反映させるものです。よって、今回の意見については、既に総会でも承認済みの案件を地域計画に反映させるものでございますので、意見書については意見なしとして農政課に報告させていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長

ただいま、事務局から報告がありましたが、この件について質疑ありましたら、挙手上、発言をお願いします。

梅村委員。

○15番

これ、やむを得ない案件で、農地面積の修正がほとんどやものでいいですが、全ての地区ですけど、例えば 82 ページの長島地区かな、ほかの地区もみんな一緒やけど、農地面積がある次に、他と書いてあるが、田の面積が他の面積になっとるわけ。全て間違っとるけど。

○議長

これ、全部そう。

○15番

全部そう、見たら。田と畑なのに、他の面積になっとる、みんな。全部修正してください。

○事務局

分かりました。申し訳ございませんでした。他の面積は、田の面積が正しいです。

○議長

事務局、頼みますよ、これ。

○事務局

すみませんでした。慌ててしまって、他にできてしまって。

○15番

これ、農政課が作っとるのか。農政課によう言っというてよ。基本的なことやもんで、こんなとこ間違えるなんて、ちょっとね。

○事務局

おっしゃるとおりでございます、失礼いたしました。

○15番

全てそうやもん、打ってる文字が違う。

○議長

全てですか。

○15番

全て、13地区。

○議長

ほかはどうでしょうか、よろしいですか。

それでは、地域計画に反映をさせていくということで、よろしくお願いします。

これで質疑を終わります。

報告第10号「農業経営基盤強化促進法第19条第6項に基づく意見徴収について」の報告を終わります。

以上で、本日の議事日程を終了いたしましたので、職務代理者より、この後の進行をお願いします。

○職務代理者

これをもって、令和7年度第9回恵那市農業委員会総会を閉会します。お疲れさまでした。

引き続き、事務局よりあれば、よろしくお願いいたします。

○事務局

その他連絡事項などでございます。

地区委員会でもお話いただきましたが、現委員の地区委員会と総会が10月に最後になります。

次回の地区委員会のときには、推進委員さん、農業委員さん、交代等ございますので、引継ぐこととすとか、お返りするもの、併せて整理して、お伝えをさせていただきたいと

思いますので、よろしくお願いいたします。

もし 10 月に必要なもの等あれば、それまでに御連絡等させていただきますので、よろしくお願いいたします。

あと、次期の、例えば地区で、それぞれ皆様農業振興協議会などで御推薦いただいて、決定をさせていただいております農業委員さんについては、議会の決定。推進委員さんにつきましては、正規に推薦を出していただきまして、人数ぴったりになっておるわけですが、どなたが新しい委員なる予定というのは、タブレットの中で、今日のレジュメの左側に参考名簿とございます。

左側が、現在の皆様の委員さんの名簿です。農業委員さんが黄色、推進委員さんが白になっています。次期の農業委員さんと推進委員さんにつきましては、右側です。担当地区割りなどはまだ決まっておりませんので、住所とお名前だけお載せをさせていただいております。各地区ごとに同じような表になっておりますので、参考にお示しをさせていただきました。

事務局からは以上でございます。

本日はありがとうございました。お疲れさまでした。

(閉 会)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

議事録署名者 11 番

議事録署名者 12 番

